

学校給食未納者への対応について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	未納者含め全員が給食を食べられていますか			給食費未納者への対応	給食費の自治体独自補助など
	食べられている	給食支給停止	その他		
1 名古屋市	○			就学援助の利用案内。児童手当からの天引き。法的措置の実施。	
2 豊橋市	○			就学援助の利用案内。児童手当からの天引き。法的措置の実施。	就学援助に認定された児童生徒への給食を無償で提供。
3 岡崎市			○	教育委員会より、督促状、催告書を直接送付している。催告書については保護者会等の機会に学校から配布してもらう場合もある。家庭状況により、就学援助や児童手当からの充当をすすめる場合もある。	給食食材費にかかる消費税増税分3%を負担している。また、今年度より4月分を無償化している。
4 一宮市	○			就学援助をすすめる。	
5 瀬戸市	○			未納家庭への督促状の発送、就学援助の活用、家庭訪問の強化。	
6 半田市	○			就学援助をすすめる。	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者に対し、就学援助として学校給食費の8割を補助し、保護者負担を2割としている。
7 春日井市	○			未納給食費について、児童・生徒に対し直接対応をすることはありません。保護者との面談を通じ、その実情に応じ就学援助の適用などきめ細やかな対応をしています。	
8 豊川市	○			訪問徴収の実施、催告書の送付、児童手当からの天引きに関する同意書の徴収等。生活保護、就学援助制度の説明。	
9 津島市	○			就学援助、児童手当からの児童引き落とし	小学校・中学校それぞれ1食当たり15円を補助。
10 碧南市	○			就学援助をすすめる。	
11 刈谷市	○			就学援助をすすめる。	
12 豊田市	○			就学援助をすすめる。	要保護、準要保護世帯の児童生徒に無償で現物支給。
13 安城市	○			就学援助をすすめる。	給食食材購入費のうち、消費税増税分3%を公費負担。
14 西尾市	○			就学援助をすすめる。児童手当での納入をお願いする。	
15 蒲郡市	○			就学援助を説明。児童手当からの天引き。	
16 犬山市	○			就学援助をすすめる。児童手当からの天引きを勧奨。	
17 常滑市	○			就学援助や児童手当からの支払いをすすめる。	
18 江南市	○			児童手当からの給食費への納付及び就学援助のすすめを行っている。	
19 小牧市	○			就学援助をすすめる。	
20 稲沢市	○			就学援助をすすめる。	
21 新城市	○			児童手当からの天引き。電話連絡、訪問等。	

市町村名		未納者含め全員が給食を食べられていますか			給食費未納者への対応	給食費の自治体独自補助など
		食べられている	給食支給停止	その他		
22	東海市	○			在学中は学校で未納者に対し、電話や家庭訪問を行い、卒業後は債権処理が市へ移ることにより、学校給食センターにおいて督促状の送付や家庭訪問で収納に努めている。	
23	大府市	○			就学援助をすすめる。保護者の承諾を得て、児童手当を給食費に充当する。	
24	知多市	○			就学援助の相談を勧めている。	
25	知立市	○			就学援助をすすめる。	
26	尾張旭市	○			就学援助の対象になると思われるかたには申請するように勧めている。申請前の未納分については分納をお願いしている。	
27	高浜市	○			就学援助をすすめている。	
28	岩倉市	○			就学援助をすすめている。保護者の同意の元、児童手当から給食費を徴収している。	
29	豊明市	○				
30	日進市	○			就学援助をすすめる。	
31	田原市	○			保護者への催告。	
32	愛西市	○			就学援助をすすめる。	1食あたり10円の補助。
33	清須市	○			学校、教育委員会その他の関係機関と連携を図り、就学援助費のPRをする。	
34	北名古屋	○			直接児童・生徒への対応はしていませんが、学校及び課窓口において保護者へ就学援助制度の説明。	
35	弥富市	○			就学援助をすすめる。	
36	みよし市	○			就学援助及び分割納付をすすめる。	
37	あま市	○			在校生については、学校長に再度依頼し、就学援助等の申請をしていただく。卒業生については、学校給食センター課から文書にて請求し、納付がない場合は、訪問徴収を行う。	1食あたり10円の補助。
38	長久手市	○			市長名での督促状及び催告状の送付。状況に応じて就学援助をすすめる。	市負担1食あたり20円＋地産地消推進市負担1円(保護者負担額と別途)。
39	東郷町	○			学校、保護者に対して支払催告をし、状況に応じて就学児支援やこども手当からの天引き等制度を案内している。自治体、督促状送付等。状況に応じて分割納付にも応じている。	
40	豊山町	○			未納者への電話・訪問による催促、就学援助制度の紹介、児童扶養手当からの徴収同意の紹介	
41	大口町	○			先生と町職員が連携して徴収している。諸般の事情により、支払いが滞る場合も、同様に連携して就学援助をすすめている。	半額補助
42	扶桑町	○			督促・就学援助の紹介。	

市町村名		未納者含め全員が給食を食べられていますか			給食費未納者への対応	給食費の自治体独自補助など
		食べられている	給食支給停止	その他		
43	大治町	○			学校にて保護者と面談して督促をしたり、文書で督促をしているが、その際に分割での支払いを促したり、就学援助をすすめている。昨年度より、就学援助の申請時に学校への納付金に未納がある場合、就学援助費を学校口座に振り込む事への同意をしてもらっているため、一定期間の未納があるかたについては就学援助費を学校口座へ振り込んでいる。	児童生徒一人につき月額200円の補助。
44	蟹江町	○			学期ごとに学校を通じて通知、また奨めに応じた保護者から児童手当の一部を給食費として徴収。	消費税率変更及び物価上昇の動向に対し、子育て世代への経済的支援として一食当たり30円の公費負担を行い、保護者負担金を据え置いている。
45	飛島村	○			個別相談、連絡により対応。就学援助者の未納は、援助費支払時に対応している。	1月あたり600円の補助。
46	阿久比町	○			督促の送付。家庭訪問。児童手当からの支払いを勧める。就学援助を勧める。	
47	東浦町	○			就学援助をすすめる。	
48	南知多町	○			就学援助を検討。	
49	美浜町	○			学校より納付のお願いをする。分納等で可能な限り納付依頼をする。	準要保護の児童生徒への全額補助。
50	武豊町	○			児童手当からの天引きのお願い。納付の直接依頼。	
51	幸田町	○			就学援助をすすめる。	
52	設楽町	○				
53	東栄町	○				
54	豊根村					